

| 項番 | (あ)<br>諮問受理番号      | (い)<br>諮問                    | (う)<br>開示請求年月日 | (え)<br>開示請求に係る保有個人情報<br>を取り扱う事務の名称及び内容<br>その他保有個人情報を特定する<br>に足りる事項                       | (お)<br>担当部署            | (か)<br>決定                                  | (き)<br>開示請求に係る保有個人情報又は<br>開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由   | (く)<br>審査請求年月日 | (け) 審査請求人の主張   |
|----|--------------------|------------------------------|----------------|--|------------------------|--|---|----------------|--|
|    |                    |                              |                |  |                        |  |   |                | (こ) 実施機関の主張  |
| 1  | 平成28年度<br>諮問受理第16号 | 平成28年6月<br>17日付け大福<br>祉第878号 | 平成28年4月15日     | 平成〇年〇月〇日の大住吉保<br>介第〇号と同〇号の介護保<br>険料減免申請却下通知書と再却<br>下理由を作成する根拠の、土<br>地鑑定や査定、その他の全て<br>の情報 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>介護保険課 | 平成28年5月2<br>日付け大福祉<br>第322号<br><br>開示決定    | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成〇年〇月〇日付け大福祉第〇号弁明書作成のために公用請求した平成26年11月18日時点の不動産に関する登記事項証明書</li> <li>平成〇年〇月〇日付け高介第〇号により大阪府から本市に送付された、請求者が大阪府介護保険審査会に提出した反論書の添付書類</li> </ul>  | 平成28年5月18日     | <p>平成28年5月2日付大福祉第322号と同日大住吉保第55号を受け取ったが、不服が有るので審査請求を行う。</p> <p>減免申請却下通知書の再却下理由に「現状有姿による土地の処分も可能なこと」と明記され、さらに「本件については自己の居住用以外の処分可能な土地を有している」と判断し、減免申請について却下します」と結論されている。</p> <p>よって、「処分可能な土地」で有る事を示す、再却下理由を作成する根拠の「土地鑑定や査定、その他の全ての情報」を、開示請求した。</p> <p>なぜなら、判断する為の「根拠」が無ければ、担当者の私意による恣意的判断では、大阪市の職員として妥当で正当な職務では無い。</p> <p>しかし、上記決定書のどちらにも、上記の「私意による恣意的」判断で、いかなる根拠も無い事になる。</p> <p>大福祉第322号の登記事項証明書も、反論書を含まない反論書の添付書類にも、大住吉保第55号の判決文書にも、上記の「処分可能な土地」で有る事を示すいかなる根拠となる文書が、一切含まれていない。</p> <p>よって、本審査請求書で、「処分可能な土地」で有る事を示す根拠となる文書の開示を求める為に不服請求を行う。</p>  |
| 2  | 平成28年度<br>諮問受理第17号 | 平成28年6月<br>17日付け大福<br>祉第882号 | 平成28年5月10日     | 請求者の介護保険減免に対し<br>て、大阪市住吉区役所と福祉<br>局が所持している情報で、す<br>でに開示等した分を含む。                          | 福祉局<br>高齢者施策部<br>介護保険課 | 平成28年5月24<br>日付け大福祉<br>第573号<br><br>部分開示決定 | <p>請求者の介護保険料減免に係る審査請求に関する書類</p> <p>(1) 平成26年度介護保険料減免申請却下決定に対する審査請求にかかる、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年10月28日付け「介護保険料賦課決定に関する処分にかかる弁明書の提出について」判決文書</li> <li>平成27年2月24日付け「反論書写しの送付及び弁明書の提出について」判決文書</li> </ul> <p>(2) 平成26年度介護保険料減免申請却下決定に対する審査請求の裁決にかかる、平成27年7月2日付け「裁決書謄本について（送付）」供覧文書（裁決書謄本は請求者の分に限る）</p> <p>(3) 平成26年度介護保険料減免申請再却下決定及び平成27年度介護保険料減免申請却下決定に対する審査請求にかかる、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年3月8日付け「審査請求に係る登記事項証明書及び地積測量図等の公用請求について」判決文書</li> <li>平成〇年〇月〇日付け「審査請求に係る登記事項証明書及び地積測量図等の公用請求について」により公用請求した、平成28年3月10日時点の不動産に関する登記事項証明書及び地積測量図</li> </ul> | 平成28年5月26日     | <p>①H28年5月18日受付印の審査請求書とその別紙と同じ趣旨と理由</p> <p>②住吉区役所介護保険料減免担当係長からH28年5月2日付大住吉保第55号と同日の大福祉第322号の開示日時をTELで聞いてきた時に、その開示請求書の開示事項に「土地鑑定や査定」と記した文書が、決定書に存在しない事を言う、その文書には請求者名前が無いから本件開示請求に該当しないとされた。その為に、全く同じ開示事項で開示請求と公開請求を今回は行った。</p> <p>しかし、今回は公開請求を公開請求拒否決定を大阪市住吉区も福祉局も行った。その理由は、「特定個人に係る介護保険料減免申請を行った事実の有無等を公開」で条例9条により公開請求を拒否したが、同じ開示事項を記した開示請求には大阪市住吉区役所も福祉局も、上記「土地鑑定や査定」等の、介護保険料減免申請却下理由の「現状有姿による土地の処分も可能なこと」と判断する根拠が存在することが必要で有る。その根拠となる文書に誤りがあるならば、個人情報の保護に関する法律26条の訂正等を求める為には、「現状有姿による土地の処分も可能なこと」と判断した根拠になる文書（土地鑑定や査定）を開示しなければ、誤りが有無等の判断すら請求者には出来ない。その為に、上記法24条で公表等が明確に記されている。よって、本件は開示すればその誤り（現状有姿による土地の処分が不可能）な事が露呈する事を隠蔽する為に、開示請求対象外で公開請求は条例9条で不可としたので、その様な決定は不服（上記）の為に、審査請求を、上記審査請求に重ねて行う。</p> |
|    |                    |                              |                |  |                        |  |   |                | <p>本市の介護保険料減免適用要件の一つに、「居住用以外に処分可能な土地又は家屋を有していないこと」がある。介護保険料減免申請却下通知書と再却下理由を作成するにあたり、実施機関では、審査請求人が所有する当該土地に係る登記事項証明書を取得し、審査請求人が居住用以外に土地を所有していることを確認した。また、「処分可能」とは、売却、賃貸、地上権の設定等により活用できることであるが、審査請求人が所有する土地については、社会通念上、現状有姿による処分が可能と判断したものである。審査請求人は本件審査請求の内容として、「処分可能な土地で有る事を示すいかなる根拠となる文書が、一切含まれていない」としているが、「処分可能」とは、前述のとおり、売却、賃貸、地上権の設定等により活用できることであり、また、実際に活用しているかどうかを問うものではないため本件においては、土地鑑定や査定を改めて行っておらず、その個人情報は保有していない。</p>  |

| 項番 | (あ)<br>諮問受理番号      | (い)<br>諮問                          | (う)<br>開示請求年月日 | (え)<br>開示請求に係る保有個人情報<br>を取り扱う事務の名称及び内容<br>その他保有個人情報を特定する<br>に足りる事項                       | (お)<br>担当部署                            | (か)<br>決定                                 | (き)<br>開示請求に係る保有個人情報又は<br>開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由   | (く)<br>審査請求年月日 | (け) 審査請求人の主張  |
|----|--------------------|------------------------------------|----------------|--|--|---|---|----------------|---|
|    |                    |                                    |                |  |  |   |   |                | (こ) 実施機関の主張   |
| 3  | 平成28年度<br>諮問受理第18号 | 平成28年6月<br>17日付け大住<br>吉保福第159<br>号 | 平成28年4月15日     | 平成○年○月○日の大住吉保<br>介第○号と同○号の介護保険<br>料減免申請却下通知書と再却<br>下理由を作成する根拠の、土<br>地鑑定や査定、その他の全て<br>の情報 | 住吉区役所<br>保健福祉課<br>(高齢者支<br>援・介護保<br>険) | 平成28年5月2<br>日付け大住吉<br>保福第55号<br><br>開示決定  | 大住吉保介第○号(平成○年○月○日付)介護保<br>険料減免申請却下通知書にかかる決裁文書1件<br><br>大住吉保介第○号(平成○年○月○日付)介護保<br>険料減免申請却下通知書にかかる決裁文書1件<br><br>平成27年8月25日現地調査写真の情報提供にかか<br>る決裁文書1件   | 平成28年5月18日     | <p>平成28年5月2日付大福祉第322号と同日大住吉保福第55号を受け取ったが、不服があるので審査請求を行う。<br/>減免申請却下通知書の再却下理由に「現状有姿による土地の処分も可能なこと」と明記され、さらに「本件については自己の居住用以外の処分可能な土地を有していると判断し、減免申請について却下します」と結論されている。<br/>よって、「処分可能な土地」で有る事を示す、再却下理由を作成する根拠の「土地鑑定や査定、その他の全ての情報を、開示請求した。<br/>なぜなら、判断する為の「根拠」が無ければ、担当者の私意による恣意的判断では、大阪市の職員として妥当で正当な職務ではない。<br/>しかし、上記決定書のどちらにも、上記の「私意による恣意的」判断で、いかなる根拠も無い事になる。<br/>大福祉第322号の登記事項証明書も、反論書を含まない反論書の添付書類にも、大住吉保福第55号の決裁文書にも、上記の「処分可能な土地」で有る事を示すいかなる根拠となる文書が、一切含まれていない。<br/>よって、本審査請求書で、「処分可能な土地」で有る事を示す根拠となる文書の開示を求める為に不服請求を行う。</p> <p>本市の介護保険料減免適用要件の一つに、「居住用以外に処分可能な土地又は家屋を有していないこと」がある。介護保険料減免申請却下通知書と再却下理由を作成するにあたり、実施機関が保有している介護保険料減免申請審査決裁文書(審査請求人が提出した介護保険料減免申請及び添付書類を含む)及び審査にあたって行った現地調査写真により、審査請求人が所有する土地に関する情報を確認した。並びに、審査請求人が所有する当該土地に係る登記事項証明書(福祉局保有文書)の写しの情報提供を福祉局より受け、審査請求人が居住用以外に土地を所有していることを確認した。<br/>また、「処分可能」とは、売却、賃貸、地上権の設定等により活用できることであるが、審査請求人が所有する土地については、社会通念上、現状有姿による処分が可能と判断したものである。審査請求人は本件審査請求の内容として、「処分可能な土地で有る事を示すいかなる根拠となる文書が、一切含まれていない」としているが、「処分可能」とは、前述のとおり、売却、賃貸、地上権の設定等により活用できることであり、また、実際に活用しているかどうかを問うものではないため本件においては、土地鑑定や査定を改めて行っておらず、その個人情報は保有していない。</p>  |
| 4  | 平成28年度<br>諮問受理第19号 | 平成28年6月<br>17日付け大住<br>吉保福第161<br>号 | 平成28年5月10日     | 請求者の介護保険減免に対し<br>て、大阪市住吉区役所と福祉<br>局が所持している情報で、す<br>でに開示等した分を含む。                          | 住吉区役所<br>保健福祉課<br>(高齢者支<br>援・介護保<br>険) | 平成28年5月24<br>日付け大住吉<br>保福第78号<br><br>開示決定 | 大住吉保介第○号(平成○年○月○日付)介護保<br>険料減免申請却下通知書にかかる決裁文書1件<br><br>減免相談の回答にかかる決裁文書1件<br><br>大住吉保介第○号(平成○年○月○日付)介護保<br>険料減免申請却下通知書にかかる決裁文書1件<br><br>大住吉保介第○号(平成○年○月○日付)介護保<br>険料減免申請却下通知書にかかる決裁文書1件<br><br>平成27年8月25日現地調査写真の情報提供にかか<br>る決裁文書1件 | 平成28年5月26日     | <p>①H28年5月18日受付印の審査請求書とその別紙と同じ趣旨と理由</p> <p>②住吉区役所介護保険料減免担当係長からH28年5月2日付大住吉保福第55号と同日の大福祉第322号の開示日時をTELで聞いてきた時に、その開示請求書の開示事項に「土地鑑定や査定」と記した文書が、決定書に存在しない事を言うと、その文書には請求者名前が無いから本件開示請求に該当しないとされた。その為に、全く同じ開示事項で開示請求と公開請求を今回は行った。<br/>しかし、今回は公開請求を公開請求拒否決定を大阪市住吉区も福祉局も行った。その理由は、「特定個人に係る介護保険料減免申請を行った事実の有無等を公開」で条例9条により公開請求を拒否したが、同じ開示事項を記した開示請求には大阪市住吉区役所も福祉局も、上記「土地鑑定や査定」等の、介護保険料減免申請却下理由の「現状有姿による土地の処分も可能なこと」と判断する根拠が存在することが必要で有る。その根拠となる文書に誤りが有れば、個人情報の保護に関する法律26条の訂正等を求める為には、「現状有姿による土地の処分も可能なこと」と判断した根拠になる文書(土地鑑定や査定)を開示しなければ、誤りが有無等の判断すら請求者には出来ない。その為に、上記法24条で公表等が明確に記されている。よって、本件は開示すればその誤り(現状有姿による土地の処分が不可能)な事が露呈する事を隠蔽する為に、開示請求対象外で公開請求は条例9条で不可としたので、その様な決定は不服(上記)の為に、審査請求を、上記審査請求に重ねて行う。</p> <p>本市の介護保険料減免適用要件の一つに、「居住用以外に処分可能な土地又は家屋を有していないこと」があり、審査請求人は本件審査請求の内容として、「介護保険料減免申請却下理由の『現状有姿による土地の処分も可能なこと』と判断する根拠が存在することが必要で有る」とし、その根拠になる文書(土地鑑定や査定)を開示すべきであると主張している。<br/>実施機関は、審査請求人が所有する当該土地に係る登記事項証明書を取得した福祉局より情報提供を受け、審査請求人が居住用以外に土地を所有していることを確認し、審査請求人が所有する土地については、社会通念上、現状有姿による処分が可能と判断したものである。ここでいう「処分可能」とは、たとえば、売却、賃貸、地上権の設定等により活用できることであり、また、実際に活用しているかどうかを問うものではない。審査請求人は平成28年5月18日付けの審査請求書の審査請求の内容として、「処分可能な土地で有る事を示すいかなる根拠となる文書が、一切含まれていない」としているが、「処分可能」とは、前述のとおりであり、また、実際に活用しているかどうかを問うものではないため、本件においては、土地鑑定や査定を改めて行っておらず、その個人情報は保有していない。実施機関が「現状有姿による土地の処分も可能なこと」と判断した根拠になる文書は、本件文書であるため、本件決定を行ったものである。</p> |

| 項番 | (あ)<br>諮問受理番号      | (い)<br>諮問                          | (う)<br>開示請求年月日 | (え)<br>開示請求に係る保有個人情報<br>を取り扱う事務の名称及び内容<br>その他保有個人情報を特定する<br>に足りる事項                               | (お)<br>担当部署                    | (か)<br>決定                                | (き)<br>開示請求に係る保有個人情報又は<br>開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由   | (く)<br>審査請求年月日 | (け) 審査請求人の主張  |
|----|--------------------|------------------------------------|----------------|--|--------------------------------|--|---|----------------|---|
|    |                    |                                    |                |  |                                |  |   |                | (こ) 実施機関の主張   |
| 5  | 平成28年度<br>諮問受理第28号 | 平成28年7月<br>20日付け大住<br>吉保福第240<br>号 | 平成28年6月3日      | 大阪市〇区〇番地と〇番地との土地が「現状有姿による土地の処分も可能なこと」と、大阪市住吉区保健福祉センター保健福祉課の高齢者支援・介護保険と、大阪市福祉課が判断するに必要な根拠となる情報の全て | 住吉区役所<br>保健福祉課<br>(高齢者支援・介護保険) | 平成28年6月17日<br>付け大住吉保福第165号<br><br>開示決定   | 大住吉保介第〇号（平成〇年〇月〇日付）介護保険料減免申請却下通知書にかかる決裁文書1件<br><br>減免相談の回答にかかる決裁文書1件<br>大住吉保介第〇号（平成〇年〇月〇日付）介護保険料減免申請却下通知書にかかる決裁文書1件<br>大住吉保介第〇号（平成〇年〇月〇日付）介護保険料減免申請却下通知書にかかる決裁文書1件<br><br>平成27年8月25日現地調査写真の情報提供にかかる決裁文書1件                           | 平成28年6月20日     | 平成28年5月18日付審査請求書と同趣旨・同理由<br>平成28年6月17日付大住吉保福第160号と162号と164号との審査会諮問通知書の別紙記載と同<br><br>本市の介護保険料減免適用要件の一つに、「居住用以外に処分可能な土地又は家屋を有していないこと」があり、審査請求人は本件審査請求の内容として、「介護保険料減免申請却下理由の『現状有姿による土地の処分も可能なこと』と判断する根拠が存在することが必要で有る」とし、その根拠になる文書（土地鑑定や査定）を開示すべきであると主張している。<br>実施機関は、審査請求人が所有する当該土地に係る登記事項証明書を取得した福祉局より情報提供を受け、審査請求人が居住用以外に土地を所有していることを確認し、審査請求人が所有する土地については、社会通念上、現状有姿による処分が可能と判断したものである。ここでいう「処分可能」とは、たとえば、売却、賃貸、地上権の設定等により活用できることであり、また、実際に活用しているかどうかを問うものではない。審査請求人は平成28年6月20日付けの審査請求書の審査請求の内容として、「処分可能な土地で有る事を示すいかなる根拠となる文書が、一切含まれていない」としているが、「処分可能」とは、前述のとおりであり、また、実際に活用しているかどうかを問うものではないため、本件においては、土地鑑定や査定を改めて行っておらず、その個人情報は保有していない。実施機関が「現状有姿による土地の処分も可能なこと」と判断した根拠になる文書は、本件文書であるため、本件決定を行ったものである。 |
| 6  | 平成28年度<br>諮問受理第29号 | 平成28年7月<br>20日付け大福<br>祉第1255号      | 平成28年6月3日      | 大阪市〇区〇番地と〇番地との土地が「現状有姿による土地の処分も可能なこと」と、大阪市住吉区保健福祉センター保健福祉課の高齢者支援・介護保険と、大阪市福祉課が判断するに必要な根拠となる情報の全て | 福祉局<br>高齢者施策部<br>介護保険課         | 平成28年6月17日<br>付け大福祉<br>第870号<br><br>開示決定 | ・平成〇年〇月〇日付け大福祉第〇号弁明書作成のために公用請求した平成26年11月18日時点の不動産に関する登記事項証明書、公図及び建物図面<br>・平成〇年〇月〇日付け高介第〇号により大阪府から本市に送付された、請求者が大阪府介護保険審査会に提出した反論書の添付書類<br>・平成〇年〇月〇日付け『審査請求に係る登記事項証明書及び地積測量図等の公用請求について』により公用請求した、平成28年3月10日時点の不動産に関する登記事項証明書、公図及び建物図面 | 平成28年6月20日     | 平成28年5月18日付審査請求書と同趣旨・同理由<br>平成28年6月17日付大住吉保福第160号と162号と164号との審査会諮問通知書の別紙記載と同<br><br>本市の介護保険料減免適用要件の一つに、「居住用以外に処分可能な土地又は家屋を有していないこと」があり、審査請求人は本件審査請求の内容として、「介護保険料減免申請却下理由の『現状有姿による土地の処分も可能なこと』と判断する根拠が存在することが必要で有る」とし、その根拠になる文書（土地鑑定や査定）を開示すべきであると主張している。<br>実施機関は審査請求人が所有する当該土地に係る登記事項証明書を取得し、審査請求人が居住用以外に土地を所有していることを確認し、審査請求人が所有する土地については、社会通念上、現状有姿による処分が可能と判断したものである。ここでいう「処分可能」とは、たとえば、売却、賃貸、地上権の設定等により活用できることであり、また、実際に活用しているかどうかを問うものではない。審査請求人は平成28年6月20日付けの審査請求書の審査請求の内容として、「処分可能な土地で有る事を示すいかなる根拠となる文書が、一切含まれていない」としているが、「処分可能」とは、前述のとおりであり、また、実際に活用しているかどうかを問うものではないため、本件においては、土地鑑定や査定を改めて行っておらず、その個人情報は保有していない。実施機関が「現状有姿による土地の処分も可能なこと」と判断した根拠になる文書は、本件文書であるため、本件決定を行ったものである。               |

| 項番 | (あ)<br>諮問受理番号      | (い)<br>諮問                     | (う)<br>開示請求年月日 | (え)<br>開示請求に係る保有個人情報<br>を取り扱う事務の名称及び内容<br>その他保有個人情報を特定する<br>に足りる事項  | (お)<br>担当部署                            | (か)<br>決定  | (き)<br>開示請求に係る保有個人情報又は<br>開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由   | (く)<br>審査請求年月日 | (け) 審査請求人の主張   |
|----|--------------------|-------------------------------|----------------|---|--|--|---|----------------|--|
|    |                    |                               |                |   |  |  |   |                | (こ) 実施機関の主張  |
| 7  | 平成28年度<br>諮問受理第33号 | 平成28年8月5<br>日付け大福祉<br>第1458号  | 平成28年6月21日     | 平成28年6月17日付大福祉<br>870号開示決定も、同日大住<br>吉保福165号開示決定も、所<br>有権等を示すのみで、請求者<br>が請求で明記した「現状有姿<br>による土地の処分も可能なこ<br>と」の「処分可能」を示す文<br>書では無くあくまでも「処分<br>可能」を示す情報。よって、<br>上記決定文書以外の「処分可<br>能」な事を明確に判断するに<br>必要な、「処分可能」を示す<br>根拠となる情報全て。 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>介護保険課                 | 平成28年7月5<br>日付け大福祉<br>第1105号<br><br>不存在による<br>非開示決定  | 本市の介護保険料減免適用要件の一つである「居<br>住用以外に処分可能な土地又は家屋を有してい<br>ないこと」とは、自己の居住用以外に土地及び家<br>屋を所有していないかどうかを要件にしているも<br>のであり、また「処分可能」とは、当該土地及び家<br>屋を結果的に処分できたか否かを問うものでは<br>ない。請求者が平成28年6月3日付け開示請求書により<br>特定している当該土地については、登記事項証<br>明書、公図及び建物図面を公用請求し、請求者の<br>所有状況を確認したうえで、社会通念上、現状有<br>姿による処分が可能と判断したものである。処分<br>可能と判断するにあたり、平成28年6月17日付け<br>大福祉第870号開示決定通知書により通知した保有<br>個人情報の他に入手、または作成した公文書は存<br>在しない。 | 平成28年7月7日      | 平成28年6月20日付審査請求書と同<br><br>本市の介護保険料生活困窮者軽減適用要件の一つに、「居住用以外に処分可能な土<br>地又は家屋を有していないこと」があり、審査請求人は本件審査請求の内容として、「<br>介護保険料減免申請却下理由の『現状有姿による土地の処分も可能なこと』と判断<br>する根拠が存在することが必要で有る」とし、その根拠になる文書（土地鑑定や査<br>定）を開示すべきであると主張している。<br>実施機関は、審査請求人が所有する当該土地に係る登記事項証明書を取得し、審査<br>請求人が居住用以外に土地を所有していることを確認し、審査請求人が所有する土地<br>については、社会通念上、現状有姿による処分が可能と判断したものである。<br>実施機関は、平成28年6月3日付けの審査請求人からの開示請求書に基づき、平成<br>28年6月17日付け大福祉第870号において、実施機関が「現状有姿による土地の処分<br>も可能なこと」と判断する際に取得した文書等を開示決定した。審査請求人は、本件<br>請求で、「平成28年6月17日付大福祉870号開示決定による文書以外の『処分可能』<br>なことを明確に判断するに必要な、『処分可能』を示す根拠となる情報全て」との保<br>有個人情報開示請求を行っているが、実施機関が審査請求人の土地について、「処分<br>可能」と判断する際に取得等した公文書は、上記のとおり、平成28年6月17日付け大<br>福祉第870号において開示決定しており、それ以外に取得等した公文書はない。本市<br>介護保険料減免適用要件における「処分可能」な土地とは、たとえば、売却、賃貸、<br>地上権の設定等により活用できるものであり、また、実際に活用しているかどうかを<br>問うものではないため、本件においては、土地鑑定や査定を改めて行っておらず、そ<br>の個人情報は保有していない。よって、実施機関が「現状有姿による土地の処分も可<br>能なこと」と判断する際に取得等した文書は、平成28年6月17日付け大福祉第870号<br>により決定した各文書のみであるため、本件決定を行ったものである。                                |
| 8  | 平成28年度<br>諮問受理第34号 | 平成28年8月5<br>日付け大住吉<br>保福第347号 | 平成28年6月21日     | 平成28年6月17日付大福祉<br>870号開示決定も、同日大住<br>吉保福165号開示決定も、所<br>有権等を示すのみで、請求者<br>が請求で明記した「現状有姿<br>による土地の処分も可能なこ<br>と」の「処分可能」を示す文<br>書では無くあくまでも「処分<br>可能」を示す情報。よって、<br>上記決定文書以外の「処分可<br>能」な事を明確に判断するに<br>必要な、「処分可能」を示す<br>根拠となる情報全て  | 住吉区役所<br>保健福祉課<br>(高齢者支<br>援・介護保<br>険) | 平成28年7月5<br>日付け大住吉<br>保福第207号<br><br>不存在による<br>非開示決定 | 本市の介護保険料減免適用要件の一つである、<br>『居住用以外に処分可能な土地又は家屋を有して<br>いないこと』とは、自己の居住用以外に土地及び<br>家屋を所有していないかどうかを要件にしている<br>ものであり、また『処分可能』とは、当該土地及<br>び家屋を結果的に処分できたか否かを問うもの<br>ではない。請求者が平成28年6月3日付け開示請求<br>書により特定している当該土地については、請求<br>者の所有状況を確認したうえで、社会通念上、現<br>状有姿による処分が可能と判断したものである。<br>処分可能と判断するにあたり、平成28年6月17日<br>付け大住吉保福第165号開示決定通知書により通知<br>した保有個人情報の他に取得又は作成しておら<br>ず、実際に存在しないため。                      | 平成28年7月7日      | 平成28年6月20日付審査請求書と同<br><br>本市の介護保険料減免適用要件の一つに、「居住用以外に処分可能な土地又は家屋<br>を有していないこと」があり、審査請求人は本件審査請求の内容として、「介護保<br>険料減免申請却下理由の『現状有姿による土地の処分も可能なこと』と判断する根拠が<br>存在することが必要で有る」とし、その根拠になる文書（土地鑑定や査定）を開示す<br>べきであると主張している。<br>実施機関は、審査請求人が所有する当該土地に係る登記事項証明書を取得した福祉<br>局より情報提供を受け、審査請求人が居住用以外に土地を所有していることを確認<br>し、審査請求人が所有する土地については、社会通念上、現状有姿による処分が可能<br>と判断したものである。<br>実施機関は、平成28年6月3日付けの審査請求人からの開示請求書に基づき、平成<br>28年6月17日付け大住吉保福第165号開示決定通知書において、実施機関が「現状有<br>姿による土地の処分も可能なこと」と判断する際に取得した文書を開示決定した。審<br>査請求人は、本件請求で、「平成28年6月17日付大住吉保福第165号開示決定による<br>文書以外の『処分可能』なことを明確に判断するに必要な、『処分可能』を示す根拠<br>となる情報全て」との保有個人情報開示請求を行っているが、実施機関が審査請求人<br>の土地について、「処分可能」と判断する際に取得等した公文書は、上記のとおり、<br>平成28年6月17日付け大住吉保福第165号において開示決定しており、それ以外に取<br>得等した公文書はない。本市介護保険料減免適用要件における「処分可能」な土地と<br>は、たとえば、売却、賃貸、地上権の設定等により活用できるものであり、また、実<br>際に活用しているかどうかを問うものではないため、本件においては、土地鑑定や査<br>定を改めて行っておらず、その個人情報は保有していない。よって、実施機関が「現<br>状有姿による土地の処分も可能なこと」と判断する際に取得等した文書は、平成28年<br>6月17日付け大住吉保福第165号により決定した各文書のみであるため、本件決定を<br>行ったものである。 |